

令和4年度 組織重点目標一覧

係名	具体的目標	達成水準	達成状況
総務係	職員のテレワーク導入と連動し、現在運用している文書管理システムを改修することにより、電子決裁にも対応するシステムとする。また、文書法令業務の適正な事務執行のため、条例等審査、法令解釈等の相談をしやすい体制づくりを行う。	<p>1 電子決裁システムの運用基準を制定し、文書管理システム内で決裁処理を行うことができるようにする（当分の間、紙ベースの決裁も併用できるものとする。）。</p> <p>2 主務課の文書取扱主任と総務課総務係のダブル審査を行うことにより、審査の正確性の向上及び審査基準の統一性を図る。また、主務課の文書取扱主任の例規整備・解釈への意識・知識向上を図る。</p>	<p>1 文書管理システムに電子決裁機能を追加し、システム内での決裁処理が可能となった。 令和4年度に電子決裁機能に係る研修会を実施した。</p> <p>2 主務課及び総務課でのダブル審査を通年行った。改正件数の多い部署は技術の向上が見られたが、改正を行う機会の少ない部署もあったため、権限の移譲時期を令和6年度以降に延期し、十分な体制を整えることとした。</p>
人事係	令和3年度からの組織改編やコロナ禍により、職員を取り巻く環境が大きく変化しており、職員の勤務意欲の向上に向け、「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図り、職員がやりがいをもって働きやすい職場環境の実現に努めるとともに、テレワークの実施に向け、各種検討を行い、令和4年度は試行的な実施を目指す。	<p>1 職員の1月当たりの時間外勤務時間数を令和3年度実績から10%縮減する。</p> <p>2 年次有給休暇の年間平均取得日数を13日とする。</p> <p>3 男性職員のうち、1名以上が育児休業を取得する。</p> <p>4 テレワークの試行実施件数を、3件以上とする。</p>	<p>1 令和4年度の職員の1月当たりの時間外勤務時間数については、令和3年度の12.2hから11.5hとなり、約8%減少した。目標値である10%の縮減には達しなかったものの、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務増や、地震等の災害対応等の要因により増加したものであり、管理職による周知等により、時間外勤務数縮減への意識は職員に浸透しているものと認識している。</p> <p>2 職員の有給休暇の年間取得日数については、10.7日と目標値である13日を下回っているが、時間外勤務と同様の要因によるものである。</p> <p>3 配偶者が出産した男性職員5名のうち3名が育児休業を取得し、目標値である1名を上回った。</p>
デジタル推進係	利府町DX推進計画の基本方針に掲げている「住民、地域、職員をデジタルでつなぐ新たな日常」の実現に向け、11項目の柱に取り組むとともに、単なるツールの導入に留まらないデジタルの有効活用によるデジタル社会の実現と、利用者目線に立った住民サービスの向上、行政事務の効率化を推進する。さらに、デジタル社会の将来ビジョンである「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指す。	<p>1 ぴったりサービスによる26手続き（子育て・保育、介護）のオンライン申請利用 開始、LoGoフォームによる26手続き以外のオンライン申請の拡充。</p> <p>2 県主催の専門部会主導によるAI・RPA等導入共同実証事業に参加し、複数自治体による共同利用を検討。</p> <p>3 自治体テレワークシステム for LGWANによるテレワークの実施。 庁内ネットワーク無線LAN構築によるペーパーレス化の推進、ビジネスチャット利用によるコミュニケーション向上、クラウドPBXによる次世代の電話環境実現に向けた検討。</p>	<p>1 マイナポータルのぴったりサービスによる26手続きのオンライン利用申請を6月から開始し、さらに、転入・転出ワンストップサービスの受付を2月から開始するなど、LoGoフォームも含めたオンライン申請の拡充を行い、3月末時点の目標を達成した。</p> <p>2 県主催の専門部会による共同実証事業が不採択となり、独自導入に向けた適合業務の選定など、準備・調整を行うとともに、令和5年度中の導入に向けて予算を確保するなど、3月末時点の目標を達成した。</p> <p>3 テレワークの実証事業の開始、町内ネットワーク無線LANの一部構築など今後のペーパーレスに向けた取組を進めるなど、3月末時点の目標を達成した。</p>
町史編さん係	「利府町誌」発刊後36年が経過し、既刊の発刊からこれまでに至る町の歴史の記録保存と継承のため、資料の収集や確認・検証を行い、新しい利府町史（歴史分野・現代分野）を編さんし、令和6年度に発刊する。	<p>1 新利府町史の通史編の部分について編さんを完了する。</p> <p>2 既刊町史の校正を完了する。</p>	新利府町史の編さんについては、編さん委員会を5回開催し、新町史の表記の基準を定めた編集方針や文字の大きさや色使いなどのデザイン等について協議した。また、これまでの町のあゆみを記述した通史編の編さんについては、委員会からの意見聴取や庁内の校正作業を行い庁議に付議した。また、分野別編の執筆にあたって、資料収集や有識者とのヒアリングを実施した。そのほか、新町史に掲載する既刊町誌の校正作業を行った。